



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

大和町においては、これまで平成27年3月に『大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き世帯の増加や生活様式の多様化もより一層進み、子どもの育成や子育てに関するニーズが変化するなど、困難を抱える子どもが増えています。このような中、平成28年に改訂した第四次大和町総合計画(改訂版)では、将来都市像「みやぎの中核都市・大和～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～」の実現に向けて、「産業、環境、福祉、学習、定住及び安全のまちづくり」に加え、これらすべてに共通の取り組み姿勢である「協働のまちづくり」の7つをまちづくりの基本方針として定めています。そのテーマの一つとして「子どもや高齢者に優しい安心なまち」を掲げ、家庭や地域と連携しながら、保健・医療、育児、保育等子育て支援の充実や、確かな学力を持った心豊かな児童・生徒の育成を図るとともに、信頼される学校づくりを進め、未来を担う「大和っ子」を安心して産み育てられる環境整備を進めています。

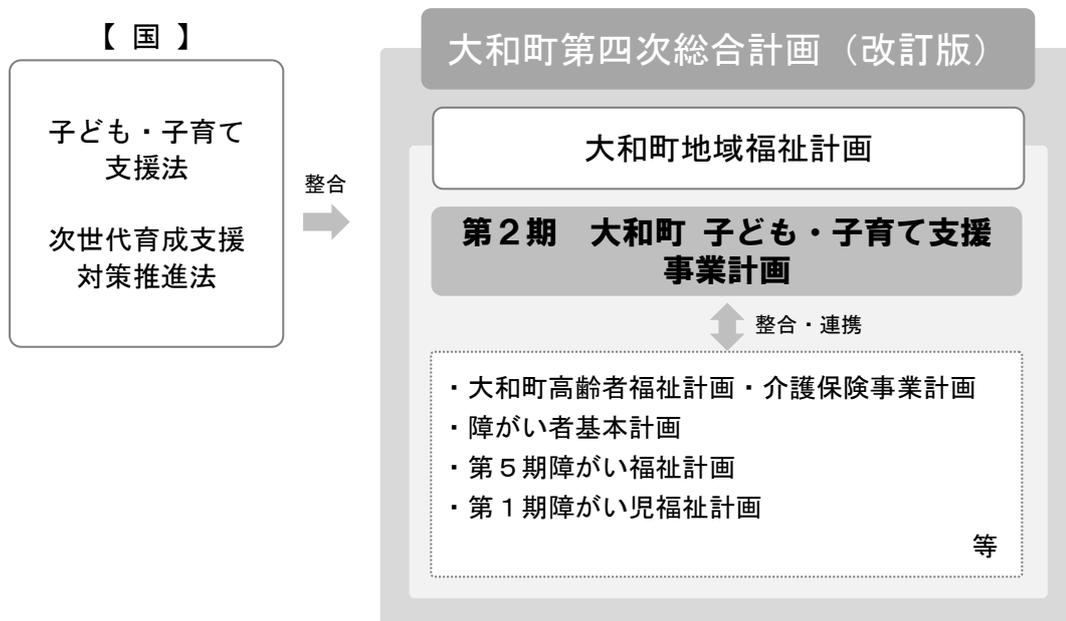
また大和町では、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくための「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指し、次世代育成支援を実施しています。

この度、『大和町 子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、大和町第四次総合計画（改訂版）の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



### 4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 大和町 子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 町民ニーズ調査の実施 . . . . .

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ① 調査対象

大和町在住の就学前児童・小学生の保護者を対象として各 1,000 件を無作為に抽出し、実施しました。

#### ② 調査期間

平成 31 年 1 月 22 日から平成 31 年 2 月 8 日

#### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	501 通	50.1%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	470 通	47.0%

### (2) 大和町子ども・子育て会議による審議 . . . . .

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大和町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

### (3) パブリックコメントの実施 . . . . .

計画素案に対する幅広い意見を聴取するため、令和元年 12 月 2 日～27 日に、パブリックコメントを実施しました。

